平成２２年（フ）第９４号
仙台市太白区四郎丸字落合23番地の１　四郎丸東市営住宅３号棟602
債務者　福永　信夫
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８８号
仙台市泉区将監９丁目１番12―401号
債務者　今野　玲子
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４０号
宮城県柴田郡柴田町大字四日市場字雨沼40番地１
債務者　高橋　和夫
１　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第８４号
秋田市金足堀内字堀内15番地２
債務者　鈴木　智宏
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９８号
秋田県潟上市天王字一向74番地　一向団地２―37
債務者　村上　弘子
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０８号
秋田市仁別字家ハツレ36番地
債務者　齋藤　敏子
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５号
秋田県北秋田郡上小阿仁村堂川字大阿瀬ハサバ10番地１、前住所秋田県潟上市天王字追分101番地91
債務者　萩野　　伸
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第１６号
秋田県北秋田郡上小阿仁村堂川字大阿瀬ハサバ10番地１、前住所秋田県潟上市天王字追分101番地91
債務者　萩野　未来
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第１９号
秋田県北秋田市米内沢字寺の下８の21、住民票上の住所秋田県北秋田市米内沢字寺ノ下７番地６
債務者　北林　素子
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第６２号
福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字細越11番地　ヤイアパート
債務者　高野　隆行
１　決定年月日時　平成22年３月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　福島地方裁判所

平成２２年（フ）第６３号
福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字細越11番地　ヤイアパート
債務者　高野　智未
１　決定年月日時　平成22年３月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　福島地方裁判所

平成２２年（フ）第６８号
茨城県水戸市本町３丁目17番５号　ニュー本町ハイツ201号
債務者　宮本百合子
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６号
栃木県芳賀郡芳賀町大字下高根沢3935番地41
債務者　小関　和枝
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２２年（フ）第８号
栃木県真岡市東郷1442番地
債務者　伊沢　洋子
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２１年（フ）第１５７６号
千葉市緑区おゆみ野５丁目10番地１　エミーハイツⅡ―101号
債務者　遠藤　俊春
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５８９号
千葉市若葉区都賀１丁目１番２号　旭ヶ丘母子ホーム
債務者　米川　知美
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９５号
千葉県市川市日之出10番１―510号　グロリオール里見壱番館
債務者　宮田　愛弓
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係